

## 取 扱 基 準

名 称	強度行動障がい者共同生活援助事業所支援事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	指定共同生活援助事業所における強度行動障がい者に対する支援体制を適切に評価し、補助金を交付することにより、事業所の安定的な事業運営に寄与するとともに、利用者に対するサービスの質を維持・向上させ、もって障がい者に対する福祉の増進を図る。
目 標	数値化■ 非数値化□
	強度行動障がい者が利用する市内指定共同生活援助事業所の経営安定及び開設数の前年比増 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	①行動特性に応じた補強に要した工事費用 ②指定基準条例に規定する人数に加えて、生活支援員の配置に要する経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	①定員1人あたり最大750千円。ただし、1住居あたりの上限を3,750千円とする ②市長が支給決定している障がい者の利用1人1日あたり4,300円 (実行補助率は、実際の申請により決定するため未定) <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 補助基準に適合しているか精査し、交付の適否を決定しているため
開始時期	令和 8年 4月 1日
評価の時期	令和10年 9月30日
終 期	令和11年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該補助金が交付されている旨を表示する。
	〔媒体〕 会報誌、ホームページ等
担当部署	福祉部 障がい福祉課 指定係 電 話 025-226-1241 (直通) e-mail shogai.wl@city.niigata.lg.jp